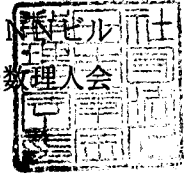


平成 22 年 6 月 18 日

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課 御中

東京都港区芝 4-1-23

三田 三田ビル 社
社団法人 日本年金数理人会



平成 22 年 5 月 21 日付で公表された「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集について」について、下記の通り当会の意見を提出いたします。

今後のご検討の参考にしていただければ幸いです。

記

省令案には具体的な措置として、「簡易基準に基づく掛金計算等の書類についての年金数理人の確認を、当分の間省略することを可能とする（現在、平成 24 年 3 月末までの時限的な措置として実施）。」との記載があります。

簡易基準を採用している制度は、基礎率の保守的な設定が定められていることなど、年金財政運営の安定性に配慮した制度であることから、平成 24 年 3 月末までは年金数理人の確認を省略できるとされています。

しかしながら、リーマンショックを契機とする市場の混乱の影響により積立水準が低下するなど、年金財政の不安定化が懸念される状況にあり、年金数理人の果たすべき役割はますます重要なものとなっていると考えます。

したがって、簡易基準においても、現在の時限的措置が終了した後は、一定の範囲で年金数理人が財政運営に関与する仕組みを検討することが適切であると考えます。

以上